

定 款

一般社団法人 なかしべつ観光協会

一般社団法人 なかしべつ観光協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人なかしべつ観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道標津郡中標津町東 1 4 条北 1 丁目 1 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、中標津町及び周辺地域における観光振興を推進し、交流人口の増加や経済活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光事業関係機関及び諸団体との連携、協調
- (2) 観光行事の推進
- (3) 観光地、観光施設、観光物産、イベント等の紹介宣伝
- (4) 各種大会やイベント等の誘致、促進
- (5) 観光関係従事者の人材確保及び資質向上等の人材育成
- (6) 観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進
- (7) 観光資源の調査開発及び保全
- (8) 道路等交通網の調査開発及び整備促進
- (9) 公共施設等の管理運営受託
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に協力するため理事会の議決を経て会長が委嘱した団体

2 前項の会員のうち、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体の会員にあつては、団体の代表者として本協会に対して権利を行使するもの(1名に限る。以下「指定代表者」という)を定め、会長に書面をもって届け出なければならない。指定代表者を変更した場合においても同様とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費納入を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもつて構成する。

2 前項の総会をもつて法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算、決算に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の第28条第1項ただし書きの報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面をこの法人に提出して行う。

- 2 前項に規定する議決権行使書面の提出は、総会の日時の直前の業務時間の終了時とする。

- 3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上30名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事3名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款及び法令で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この定款及び法令で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行及び財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第29条 この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項に規定される賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問は、会長の諮問に応じ及び会議に出席して意見を述べることができる。

(2) 参与は、会長の要請に応じこの法人の事業遂行に関する重要事項に参与することができる。

2 顧問及び参与は、関係機関及び学識経験者の中から理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 総会に提出する議案

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 第5条第1項(3)の特別会員は、会長の求めにより理事会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会の議長を定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告

し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 事 務 局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告による。(http://www.kaiyoudai.jp/)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第 11 章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

上記は当法人の、現行定款である。

平成29年5月25日

一般社団法人
代 表 理 事

なかしべつ観光協会
松 實 秀 樹